

○沖縄市総合教育会議傍聴人要領

(平成 27 年 6 月 3 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 沖縄市総合教育会議の組織及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第 10 条の規定により、沖縄市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴人に関して必要な事項を定める。

(定員)

第 2 条 傍聴人の定員は 10 名とする。ただし、会議が必要と認めるときはこれを変更することができる。

2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、先着順により決定するものとする。ただし、先着順によりがたいときは、抽選によることができるものとする。

(傍聴の手続)

第 3 条 傍聴希望者は、会議開始前に受付をおこない、要綱第 9 条に規定する事務局職員（以下「職員」という。）の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 聴人は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛にし、拍手その他の方法により公然と賛否の意思表示をしてはならない。

(2) 示威的行為をしてはならない。

(3) 動画等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、会議の許可を受けた場合は、この限りではない。

(4) 携帯電話等の無線機器を使用してはならない。

(5) 飲食又は喫煙をしてはならない。

(6) みだりに席を離れてはならない。

(7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしてはならない。

2 傍聴人は、会議の構成員及び職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 5 条 傍聴人は、会議が非公開となるときは、速やかに退場しなければならない。

2 議長は、傍聴人がこの要領に違反するとき又は議長若しくは職員の指示に従わないときは、退場させることができる。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。